

航空関係公共事業の再評価実施細目

航空関係公共事業評価は、空港や航空路等の航空分野に関わる社会資本が果たす機能が広範かつ長期間に及ぶこと、また費用便益分析の精緻化には本質的な限界性や課題を内包しており、便益として測りきれない効果があることなどを十分認識しておく必要がある。評価の実施主体は、それらを踏まえた上で可能な限り定量的、定性的に分析した上で、総合的に評価を行うものであることに留意する。

第1 目的

空港整備事業及び航空路整備事業（以下「航空関係公共事業」という。）の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たっては、社会的要請や新たなニーズ等への対応による事業実施環境の変化などを踏まえて、必要に応じて事業内容の改善を図り、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省航空局（以下「航空局」という。）が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社又は中部国際空港株式会社（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、（2）に該当するものを除く。）

第3 再評価を実施する事業

1 再評価を実施する事業は、空港整備事業（空港の新設、滑走路の新設・延長等の事業）及び航空路整備事業（航空保安システム整備等の事業）であって、以下の要件に該当する事業とする。

- (1) 事業費の予算化がなされた後一定期間が経過した時点において、空港整備事業については設置告示がなされていない又は用地買収手続き等に未着手の事業、航空路整備事業については実施設計又はシステム設計に未着手の事業

この場合において、「一定期間」とは、第4の(3)①及び②1)に掲げる種類の事業に

については「3年間」、第4の(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については「5年間」とする。

(2) 事業費の予算化がなされた後5年間が経過した時点で継続中の事業(一部供用されている事業を含む。)

(3) 再評価実施後一定期間が経過した時点で継続中の事業(一部供用事業を含む。)又は未着工の事業(空港整備事業については設置告示がなされていない又は用地買収手続き等に未着手の事業、航空路整備事業については実施設計又はシステム設計に未着手の事業をいう。)

この場合において、「一定期間」とは、第4の(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については継続中の事業は「5年間」、未着工の事業は「3年間」、第4の(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については「5年間」とする。

(4) 再評価の実施主体又は航空局長が、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じていると判断する事業

この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、事業費や事業期間等の進捗状況を適時・適切に確認する取組を行った事業についてはその結果も踏まえるものとする。

2 留意事項

工事着手時や事業の一部完了時など事業進捗の節目において、事業費や事業計画の抜本的な見直しが生じた場合は、適時・適切に再評価を実施すること。

第4 再評価の実施及び結果等の公表

1 再評価の実施手続

(1) 再評価の実施主体は以下のとおりとする。

① 直轄事業

1) 空港整備事業

空港の新設事業及び滑走路の新設・延長事業にあつては、地方整備局等

その他にあつては、事業の内容から判断した上で地方整備局等又は地方航空局

2) 航空路整備事業

航空保安システム整備に係る事業を除く事業にあつては、地方航空局

航空保安システム整備に係る事業にあつては、航空局

② 独立行政法人等施行事業にあつては、独立行政法人等

③ 補助事業等にあつては、地方公共団体

(2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に個別箇所での予算措置を公表する事業については、概算要求書の財務省への提出時までとする。

① 第3の1(1)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業につい

ては、事業費の予算化がなされた後3年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業費の予算化がなされた後5年目の年度末までに実施する。

② 第3の1(2)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、事業費の予算化がなされた後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業費の予算化がなされた後5年目の年度末までに実施する。

③ 第3の1(3)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、再評価実施時から5年(継続中の場合)又は3年(未着工の場合)経過後の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、再評価実施時から5年経過後の年度末までに実施する。

(3) 再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

① 1) 直轄事業(空港整備事業)

地方整備局等又は地方航空局は、再評価に必要なデータの収集、整理等(以下「データ収集等」という。)を行い、再評価に必要な資料(以下「再評価に係る資料」という。)を作成し、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、事業の継続の方針(必要に応じて事業手法、施設規模等内容の改善及び配慮すべき事項を含む。)又は中止の方針(中止に伴う事後措置を含む。)(以下「対応方針」という。)(原案)を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会(以下「事業評価監視委員会」という。)の意見を聴き、対応方針(案)を決定し、対応方針(案)の決定理由等を添えて航空局に提出する。

航空局は、地方整備局等又は地方航空局と協議しつつ、航空関係公共事業に係る再評価手法(本実施細目第5の1に定める再評価手法をいう。)(以下「再評価手法」という。))に基づき、対応方針(案)に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

2) 直轄事業(航空路整備事業のうち航空保安システム整備に係る事業を除く。)

地方航空局は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針(案)を決定するとともに、対応方針(案)の決定理由を添えて航空局に提出する。

航空局は、地方航空局と協議しつつ、再評価手法に基づき、対応方針(案)に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

3) 直轄事業(航空路整備事業のうち航空保安システム整備に係る事業に限る。)

航空局は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、再評価手法に基づき検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

② 1) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。)

独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、当該事業が位置する又は当該事業について出資金を拠出する都道府県・政令市の意見を聴いた上で、対応方針（原案）を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて航空局に提出する。

航空局は、独立行政法人等と協議しつつ、再評価手法に基づき、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

2) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業に限る。）

独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、地方公共団体等と十分な調整を図った上で事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて航空局に提出する。

独立行政法人等（間接補助事業の場合には地方公共団体）の補助金交付等に係る要求を受け、航空局は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、再評価手法に基づき、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

③ 補助事業等

地方公共団体は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定した上で、対応方針の決定理由等を添えて航空局に送付し、必要な場合は補助金交付等に係る要求を行う。

航空局は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、再評価手法に基づき、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

2 再評価結果、対応方針等の公表

対応方針の決定者及び航空局は、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業については、概算要求書の財務省への提出時、また、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表しない事業のうち、1（3）①及び②1）に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1（3）②2）及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後（年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後）、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。

3 関係資料の保存

（1）対応方針の決定者及び航空局等は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、再評価結果及び対応方針等に関する資料を保存するものとする。

（2）再評価の実施主体は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を的確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

第5 再評価の手法

1 再評価手法の策定

- (1) 航空局は、航空関係公共事業について、それぞれ費用対効果分析を含む再評価手法を策定する。なお、再評価手法の策定に当たっては、学識経験者等から構成される評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」（以下「本省実施要領」という。）第5の1に定める評価手法研究委員会をいう。）を設置し、意見を聴くものとする。
- (2) 航空局は、策定した再評価手法を公共事業評価システム検討委員会（本省実施要領第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。）に報告するとともに、策定した再評価手法を公表するものとする。
- (3) 再評価手法の改善については、第5の1（1）及び（2）の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

2 再評価手法の改善

航空局は、再評価の精度の向上を図るため、再評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて再評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

3 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

① 事業の必要性等に関する視点

1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。

2) 事業の投資効果

事業の投資効果やその変化。原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

3) 事業の進捗状況

再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。

② 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等。

③ 主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減、代替案立案等の改善の視点

・上位の計画・ビジョンの変更や防災・減災対策の強化、環境負荷の低減、カーボン

ニュートラルの実現等の社会的要請

- ・ 地元協議や新たなニーズへの柔軟な対応などによる事業実施環境の変化
- ・ 事前調査との乖離などによる現地条件の変化
- ・ 技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減や代替案の立案

4 対応方針又は対応方針（案）決定の考え方

① 3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつて、③の視点による再評価により主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。

② 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、③の視点による再評価に基づき、主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を実施することによって3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつては、当該改善を実施した上で事業を「改善継続」することができるものとする。

また、3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断される場合にあつても、③の視点による再評価に基づき、主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合においては、当該改善を実施した上で事業を「改善継続」とすることができるものとする。

③ 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、③の視点による再評価により、主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。

5 再評価手法が策定されるまでの間は、「空港整備事業の費用対効果分析マニュアル」又は「航空保安システムの費用対効果分析マニュアル」に基づき、評価を行うものとする。

第6 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価に当たって事業評価監視委員会（「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」第6に定める事業評価監視委員会をいう。）を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

1 事業評価監視委員会の設置

再評価の実施主体の長は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求める諮問機関として、事業評価監視委員会を設置するものとする。なお、自ら事業評価監視委員会を設置する方法に代えて、独立行政法人等は地方整備局等又は航空局（場合によっては地方航空局）の事業評価監視委員会に、市町村等（政令指定都市を除く。）は都道府県の事業評価監視委員会に依頼する方

法も採りうるものとする。

2 事業評価監視委員会における審議対象事業

事業評価監視委員会は、再評価の実施主体が再評価を実施する全ての事業の対応方針（原案）について審議するものとする。

3 事業評価監視委員会の役割

事業評価監視委員会は、再評価の実施手続きを監視し、当該事業に関して再評価の実施主体が作成した対応方針（原案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、意見の具申を行うものとする。

4 事業評価監視委員会における審議方法

審議方法は、各事業評価監視委員会が決定する。その際、審議の公開又は議事録の公表等により審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性に応じた判断や技術的判断等が可能な運営となるよう配慮するものとする。

5 事業評価監視委員会の意見の尊重

再評価の実施主体の長は、事業評価監視委員会より意見の具申があったときは、これを最大限尊重し、対応を図るものとする。

第7 その他

1 再評価に係る重要事項の検討

本実施細目の改定等の再評価に係る重要事項は、本省実施要領第6の規定により設置する航空部会において検討するものとする。

航空局は、定めた実施細目を公共事業評価システム検討委員会に報告する。

2 航空局と各再評価の実施主体との密接な連携、調整

航空局と各再評価の実施主体は、ヒアリング、相談等により、密接な連携、調整を図るものとする。

3 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

第8 施行

1 本実施細目は、令和8年3月27日から施行する。

2 本実施細目の施行に伴い、「航空関係公共事業の再評価実施細目（令和6年10月16日改定）」は、廃止する。

第9 経過措置

1 第4の(3)①及び②1に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。

(1) 平成22年度に以下に該当する事業については、平成23年1月末までを目途に評価を实

施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、個別箇所です算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。

- ① 事業採択後5年が経過して未着工の事業
- ② 事業採択後10年が経過して継続中の事業
- ③ 準備・計画段階で5年が経過している事業
- ④ 再評価実施後5年が経過して継続中又は未着工の事業

(2) (1)に該当する事業を除き、平成22年度に、第3の1に該当する事業及び第3の1に規定する期間を超過している事業については、平成24年1月末までを目途に評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、個別箇所です算措置を公表する事業については、原則として平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。

2 第4の(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。

(1) 平成22年度に、事業採択後10年が経過して継続中の事業については、平成22年度末までを目途に評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、個別箇所です算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。

(2) 平成22年度に、第3の1(2)に該当する事業及び第3の1(2)に規定する期間を超過している事業については、平成23年度末までを目途に評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、個別箇所です算措置を公表する事業については、原則として平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。